平成２６年（フ）第３６８号
川崎市麻生区百合丘１丁目17番地　サンラフレ百合ヶ丘１―904
債務者　鈴木　伸幸
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
岡山市北区平田165番地104ハーモニー平田102号室
債務者　本田　翔子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２３号
岡山市東区浅川423番地２
債務者　大森　由美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４０号
岡山市北区延友443番地１
債務者　伊藤多賀子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９号
釧路市若松町９番６号　佐藤アパート１号室
債務者　小玉　伸子（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１３２号
長崎県佐世保市桜木町12番３号、前住所長崎県佐世保市大黒町512番地
債務者　藤原　里絵（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
長崎県佐世保市石坂町199番地16　ウイング石坂607、前住所長崎県佐世保市日野町1738番地５　アネシス日野Ⅰ１階105号室
債務者　角田　直美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４９８号
東京都足立区青井５丁目12―41―407　グリーンパーク第５綾瀬マンション
破産者　武藤　秀子
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４６５号
東京都港区海岸３丁目17番７号
破産者　有限会社坂根印刷社
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５７４号
東京都港区海岸３丁目８―17―906
破産者　坂根　一彰
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７２６号
神奈川県横浜市鶴見区矢向１丁目１―62、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区朝日町１丁目60―１―403
破産者　曽我　佳弘
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８６１号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目862―１―103
破産者　上野　聡一
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５６１号
東京都大田区大森北３丁目32―12
破産者　山本　　強
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８６３号
沖縄県那覇市三原１丁目26―22―101、開始決定時の住所東京都渋谷区本町２丁目31―７―103
破産者　趙　　海進
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８６４号
沖縄県那覇市三原１丁目26―22―101、開始決定時の住所東京都渋谷区本町２丁目31―７―103
破産者　土屋　興子
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９９４号
東京都八王子市椚田町1210―827
破産者　長岡　道弘
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９９５号
東京都八王子市椚田町1210―827
破産者　長岡　教子
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０２５号
埼玉県さいたま市緑区大字三室729―15
破産者　堀部　慶雅
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部